

いじめ防止対策の取組について

1 経緯

本市におけるいじめ防止対策については、いじめ防止対策推進法や東京都のいじめ防止対策推進条例を踏まえつつ、立川市子どものいじめ防止条例を制定し、対策をすすめてきた。

また、教育委員会においては、立川市いじめ防止基本指針を掲げ、各学校では学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んできている。

令和8年4月より、市長部局にいじめ防止対策を所管する新たな部署が設置される状況を踏まえ、連携・協力を努めるなかで、各種の取り組みを継続していく。

2 いじめ認知件数の推移について

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校（19校）	1,570件	1,198件	1,641件	1,521件	1,586件
中学校（9校）	130件	65件	131件	111件	121件

※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」から

学校では、いじめの定義を踏まえ、被害児童生徒が「苦痛を感じている」といった「受け止め」を基準に判断している。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

（いじめ防止対策推進法第2条）

3 これまでの取組について

- ・立川市いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ防止対策審議会の設置
- ・「SOSの出し方に関する教育」の指導を長期休業前に実施
- ・心理状況調査の実施
- ・いじめ解消・暴力根絶旬間の実施
- ・外部講師を活用したいじめ防止授業の実施
- ・いじめの悩み相談レターの配布、相談への対応
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

4 令和8年度はいじめ対策について

これまでの取組に加え、市長部局に設置予定の「いじめ監察課」との連携により、いじめの早期解決を強化する。

なお、いじめ監察課は、いじめの調査等においても、学校や教育委員会の調査と並行して調査を行うこととなるため、相互に必要な協力を努める。